平成２２年（フ）第１０００号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地８棟306号
債務者　松本以津美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
香川県三豊市豊中町上高野671番地
債務者　大西　洋二
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第５９号
香川県三豊市豊中町上高野671番地
債務者　大西　節子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第６１号
香川県観音寺市観音寺町甲30番地１　コーポリバーサイド藤・Ｂ102号、住民票上の住所香川県三豊市豊中町上高野670番地１
債務者　大西　忠則
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第６４号
香川県観音寺市植田町342番地５
債務者　大西　敏広
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第３１２号
長崎県長崎市戸町２丁目18番７―605号
債務者　檜垣美保子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６３号
長崎県長崎市昭和１丁目13番１号　第二今井ビル301
債務者　吉田　憲二
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３３号
長崎県長崎市岩屋町43番16号
債務者　下川　将徳
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３５号
長崎県西彼杵郡長与町丸田郷1167番地７
債務者　中村慎之介
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４２号
長崎県長崎市南山手町14番28号
債務者　松尾　浩子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６５号
長崎県長崎市西町14番12号　前原ハイツ１階103号
債務者　古本　孝幸
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６９号
長崎県長崎市川上町10番９号
債務者　吉田　直英
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７０号
長崎県長崎市八幡町６番29号　パーシモン八幡Ⅱ102、旧住所長崎県長崎市片淵４丁目19番４号　ガーデンハウス片淵108
債務者　山下　展広
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
宮城県栗原市築館字照越大ケ原138番地44
債務者　伊藤美津枝
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１５５号
香川県坂出市京町１丁目６番39―301号
債務者　古賀久美子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１１２号
福岡県大牟田市大字三池905番地４
債務者　竹下美登利
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１３３７号
仙台市太白区富沢南１丁目２番地の５　ボナール富沢503
債務者　木村　利恵
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６１号
仙台市泉区将監12丁目３番１号
債務者　鈴木奈保子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係